

## 新型コロナウイルスに関連した感染症対策等に関する対応

○令和2年2月25日(火)

### 東京・関東甲信越地区緊急情報共有連絡会の開催

新型コロナウイルス等の感染拡大に伴い、日本語教育機関として中国人学生等の動向及び休校や学生の欠席の取扱いをどうするか等の情報の共有を図ることを目的として、緊急情報共有連絡会が開催され、休校や学生欠席の取扱いについて告示基準との適用関係を明らかにすること、在留資格認定証明書の期間延長、7月・10月期生の申請手続の延長などの要望事項が取りまとめられた。

日 時:令和2年2月25日(火) 午後6時～8時

会 場:国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 3階 311

出席者:80 機関 98名

内 容:主催者挨拶 江副隆秀 (一財)日本語教育振興協会 東京地区評議員  
挨拶・最近の動き 佐藤次郎 (一財)日本語教育振興協会理事長  
挨拶・説明 文部科学省高等教育局学生・留学生課課長補佐

○令和2年2月28日(金)

### 国会「共同会派外国人受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方に関する検討合同 PT」 第4回会合で要望事項を佐藤理事長から説明

「共同会派外国人受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方に関する検討合同 PT 第4回会合」において、日本語教育機関の団体関係者からのヒアリングが行われ、当協会佐藤理事長から2月25日に開催された東京・関東甲信越地区緊急情報共有連絡会の会合の意見をもとにまとめた要望事項を説明しました。

日 時 令和2年2月28日(金)8:45～9:45

場 所 衆議院第一議員会館-国民A会議室

出席者 石橋通宏(座長)参議院議員

津村啓介(座長)衆議院議員

松田イサオ 衆議院議員

中川正春 衆議院議員

白眞勲 参議院議員

打越さく良 参議院議員

田村まみ 参議院議員

・日本語教育機関団体関係

(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長, 村上 誠評議員, 中西郁太郎評議員

全国日本語学校連合会

全国専門学校日本語教育協会

全日本学校法人日本語教育協議会

・技能実習監理団体関係

・出入国在留管理庁在留管理課

・外務省領事局ハーグ条約室

### 新型コロナウイルス感染症に関する在留諸申請における取扱い

出入国在留管理庁ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する在留諸申請における取扱いについて、追加情報が掲載された。

### 日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

出入国在留管理庁ホームページに「日本語教育機関における感染症対応について」が掲載された。

臨時休業、オンライン授業等の対応について、言及している。(以降順次更新)

○令和2年3月3日(火)

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部のヒアリングで要望事項を佐藤理事長から説明

新型コロナウイルス感染症拡大の影響と要望について、教育機関関係団体としては唯一の当協会に対するヒアリングが行われ、佐藤理事長及び高山専務から、2月25日の東京・関東甲信越地区緊急情報共有連絡会の会合の意見等をもとに取りまとめた要望事項を説明しました。

公明党では、当協会等の要望を踏まえ、政府に対し3月4日に「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(第三次:経済対策)」の申し入れが行われました。

日 時 令和2年3月3日(火)16:55～

場 所 衆議院第二議員会館 政調会議室

公明党出席議員(主な出席者)

代表:山口那津男

幹事長(新型コロナウイルス感染症対策本部長):斉藤鉄夫

副代表:北側一雄

〃 :古屋範子

政務調査会:石田祝稔

〃 会長代理:枡屋敬悟

〃 :大口善徳

〃 :高木美智代

参議院会長:西田実仁

〃 副会長:山本香苗

〃 幹事長:谷合正明

文部科学部会長:浮島智子

参議院議員:里見隆治ほか

(一財)日本語教育振興協会出席者

佐藤次郎理事長, 高山 泰専務理事

丸山茂樹理事, 加藤早苗理事, 江副隆秀評議員, 中西郁太郎評議員

○令和2年3月4日(水)

出入国在留管理庁に要望書を提出

2月25日の東京・関東甲信越地区緊急情報共有連絡会の意見等を基に取りまとめた要望のうち、2月28日以降に出入国在留管理庁のホームページで公開された措置以外のものを要望書として提出した。

東海・北陸地区緊急対策会議の開催

新型コロナウイルス等に関連した事象により、日本語教育機関として対応等について、情報の共有を図ることを目的として、緊急対策会議が次のように開催されました。

日 時:令和2年3月4日(水)午後1時半～4時45分

会 場:ウインクあいち

出席者:18 機関 20人

○令和2年3月5日(木)

国会 参議院予算委員会で高瀬議員が質問

参議院予算委員会において、高瀬弘美議員(公明党)から日振協からの要望に関連した質問がありました。

外務省 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び

## 入国・入域後の行動制限について

外務省ホームページに日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が掲載された。(以降順次更新)

○令和2年3月6日(金)

### 国会 衆議院文部科学委員会で馳議員が質問

衆議院文部科学委員会において、馳浩議員(自由民主党)から日振協からの要望に関連した質問がありました。

### 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケートを実施

日振協は、維持会員及び準会員に対して緊急アンケートを実施した。  
3月13日現在 118校からの回答があった。

○令和2年3月10日(火)

### 国会 衆議院法務委員会で浜地議員が質問

衆議院法務委員会において、浜地雅一議員(公明党)から日振協からの要望(在留資格認定証明書の有効期間を含む)に関連した質問がありました。

### 出入国在留管理庁から在留資格認定証明書の有効期間の取扱いを通知

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、通常「3か月間」有効な在留資格認定証明書を当分の間、「6か月間」有効なものとして取り扱う旨の通知があった。  
また、通知に伴うQ&Aが3月11日に公開された。

○令和2年3月11日(水)

### 国会 参議院予算委員会で里見議員が質問

参議院予算委員会において、里見隆治議員(公明党)から日振協からの要望に関連した質問がありました。

○令和2年3月13日(金)

### 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート(最終結果)

3月9日付けで、維持会員及び準会員に対して緊急アンケートを実施し、118校から回答があり、概要は次のとおり。

臨時休業(休校)をしている(含む予定)	68校/118校(58%)
臨時休業(休校)の期間 春休みまで	33校/73校(45%)
授業時間の短縮を実施している	56校/67校(84%)
卒業式(何らかの形での実施)	77校/118校(65%)
入学式(何らかの形での実施)	34校/118校(29%)

○令和2年3月17日(火)

### 自由民主党政務調査会司法制度調査会のヒアリングで日本語教育機関及び日本語を学習する留学生の現状等について、日振協から説明

自由民主党政務調査会司法制度調査会で、「日本型多文化共生社会の実現に向けた諸課題:在留資格別の支援について」当協会に対するヒアリングが行われ、日振協・丸山理事から、日本語教育機関及び日本語を学習する留学生の現状、日本語教育機関留学生に対する生活相談及び生活支援の現状と課題について説明しました。

日時 令和2年3月17日(火)

場所 自由民主党本部1階会議室(101号室)

出席者 上川 陽子(会長)衆議院議員  
奥野 信亮(会長代理)衆議院議員  
村井 秀樹(事務局長)衆議院議員  
馳 浩 衆議院議員  
井出 庸生 衆議院議員  
猪口 邦子 参議院議員

ヒアリング対象団体

(一財)日本語教育振興協会 理事・丸山 茂樹, 専務理事・高山 泰  
外国人技能実習機構  
海外日系人協会

関係省庁 法務省司法法制部司法法制課

出入国在留管理庁政策課  
文部科学省国際課国際協力室  
文部科学省高等教育局学生・留学生課  
文化庁国語課  
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

○令和2年3月18日(水)

国会 参議院文教科学委員会で水岡議員が質問

参議院文教科学委員会において、水岡俊一議員(立憲・国民。新緑風会・社民)から日本語教育に関して質問がありました。

○令和2年4月8日(水)

【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応及び郵送による在留カードの交付について

出入国在留管理庁ホームページに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた留学生への対応について」及び「郵送による在留カードの交付」が掲載された。

日本語教育機関6団体緊急会議の開催

新型コロナウイルス等の感染拡大に伴い、日本語教育機関6団体の代表者等による緊急会議を開催し、情報共有及び政府、政党等への支援要請について協議を行い、要望書を取りまとめました。

日 時:令和2年4月8日(水)13:30~15:00

場 所:アルカディア市ヶ谷 7階 妙高

出席団体:(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長, 加藤早苗理事, 中西郁太郎評議員

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和2年4月9日(木)

馳浩議員に要望書を提出

日振協の佐藤理事長が日本語教育推進議員連盟事務局長 馳浩氏を訪ね、衆議院文部科学委員会での質問等についてのお礼を申し上げ、日本語教育機関6団体の要望書について説明、日本語教育機関への支援を要請するとともに議員連盟の総会への資料提出について了承を得た。

馳事務局長からは感染症等に対応する相談体制強化や困窮している留学生の事例を数多く示すよう助言があった。

また、日振協から、議員連盟総会の提出資料「基本方針(案)」に対する意見書について説明を行い総会に提出することについて了承を得た。

日 時:令和2年4月9日(木)10:00～10:30

場 所:衆議院第一議員会館

自由民主党議員:

馳 浩 日本語教育推進議員連盟事務局長

日本語教育機関団体:

(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長, 中西郁太郎評議員, 村上誠評議員

#### 岸田文雄政務調査会長に要望書を提出

自由民主党岸田文雄政務調査会会長を訪ね日本語教育機関6団体の要望書を提出, 自由民主党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請した。片山委員長から, 外国人労働者等特別委員会でヒアリングを行う予定である旨の話があった。

日 時:令和2年4月9日(木)11:00～11:30

場 所:自由民主党本部 6階 政務調査会長室

自由民主党議員:

岸田文雄 政務調査会会長

木原誠二 政務調査会副会長

片山さつき 外国人労働者等特別委員会委員長

日本語教育機関団体:

(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

#### ○令和2年4月10日(金)

##### 里見隆治参議院議員に要望書を提出

日振協の佐藤理事長が日本語教育推進議員連盟事務局次長 里見隆治氏を訪ね, 日本語教育機関6団体の要望書について説明, 公明党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請した。とくに日本語教育機関の留学生(就学生)に対する災害時や通貨危機の際の緊急一時金, 見舞金, 奨学金の追加措置を例にあげ, 留学生に対する緊急給付金の支援の要請を行った。

また, 先般公明党新型コロナウイルス対策本部において日振協の要望についてヒアリングをしていただいたこと, 参議院予算委員会等での質問等に対しお礼を申し上げた。

日 時:令和2年4月10日(金)11:30～12:30

場 所:参議院議員会館

公明党議員:

里見隆治 日本語教育推進議員連盟事務局次長

日本語教育機関団体:

(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長, 丸山茂樹理事, 中西郁太郎評議員

##### 山下貴司議員に要望書を提出

山下貴司 衆議院議員(元法務大臣)を訪ね日本語教育機関6団体の要望書を提出, 自由民主党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請した。今後さらに具体的な要望事項を提出し, 検討していただくことになった。

日 時:令和2年4月10日(金)17:00～17:30

場 所:衆議院第二議員会館

自由民主党議員:

山下貴司 衆議院議員(元法務大臣)

日本語教育機関団体:

(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

### 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート【第2弾】(最終結果)

4月3日付けで、維持会員及び準会員に対して緊急アンケートを実施し、106校から回答があり、概要は次のとおり。

#### 1. 新学期について

在学生の新学期開始時期:通常通り 42校/106校(40%)

新入生の新学期開始時期:5月中 42校/106校(40%)

授業の実施:開始遅れ分の補講を行う 55校

#### 2. 令和2年度4学期生について

空港からの移動:学校職員が迎えに行く 80校

自宅待機の待機場所:学校の寮に入居 79校

自宅待機期間の対応:検温など体調チェック 86校

授業料の扱い方:補講等でフォローするので返金しない 51校/106校(48%)

#### 3. 令和2年10月期生の募集状況

現地へ募集活動に行けない等により影響がある 65校/106校(61%)

#### 4. 講師の働き方

勤務への影響:非常勤講師の休業がある 72校

講師の休業補償:補償はしない 32校/106校(30%)

#### 5. 日本政策金融公庫等による融資支援:申込を検討中 25校/106校(24%)

#### 6. 雇用調整助成金の支給:申込を検討中 43校/106校(41%)

### ○令和2年4月13日(月)

#### 中川正春議員に要望書を提出

日本語教育推進議員連盟会長代行 中川正春氏に日本語教育機関6団体の要望書を提出し、日本語教育機関に対する支援を要請した。

衆議院議員会館で6団体の代表等と会合が予定されていたが、当日中止となり、中川先生が各団体の出席者1人1人に電話され要望等を聴取された。

日振協佐藤理事長からは、先般の共同会派のヒアリングのお礼を申し上げ、とくに在学中の留学生が、留学生生活を継続することが困難になっており、とくに緊急の支援が必要である旨を伝えた。

### ○令和2年4月14日(火)

#### 日本語教育推進議員連盟幹部会の開催

日本語教育推進議員連盟「第12回総会」が予定されていたが、中止となり「幹部会」が開催された。

総会で配布の資料として、日本語教育機関6団体の要望書を日本語教育推進議員連盟会長河村建夫氏に提出、日本語教育機関への支援を要請した。

また、日振協からは、日本語教育推進法附則第2条の日本語教育機関の制度の整備について、政府が進める「基本方針(案)」について「早急に検討を始め、できるだけ早期に必要な措置を講じる」旨の意見書を提

出した。

○令和2年4月17日(金)

片山さつき議員に要望書を提出

自由民主党政務調査会外国人労働者等特別委員会委員長 片山さつき氏に日本語教育機関6団体の要望書を提出し、外国人労働者等特別委員会(24日開催予定)で検討いただいた上で、日本語教育機関への支援を要請した。

【日本語教育機関関係6団体】新型コロナウイルス感染症による影響アンケートを実施

日本語教育機関関係6団体は、この度の新型コロナウイルス感染症による前代未聞の業界の危機にあたり、政府、政党及び関係機関に対し、共同して支援要請の陳情を行っており、その陳情をより効果的に進めるようアンケートを実施しました。

○令和2年4月20日(月)

日本語教育推進議員連盟河村会長等に要望書を送付

日本語教育機関関係6団体は、日本語教育推進議員連盟の河村建夫会長、馳浩議員、中川正春議員、里見隆治参議院議員、石橋通宏参議院議員に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う日本語教育機関への支援についての要望書を送付しました。

○令和2年4月21日(火)

公明党に要望書を送付

日本語教育機関関係6団体は、公明党新型コロナ感染症対策本部本部長 斉藤鉄夫氏、事務局長高木美智代氏、公明党文部科学部会長浮島智子氏、公明党法務部会長濱地雅一氏に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う日本語教育機関への支援についての要望書を送付しました。

特別定額給付金(仮称)の概要について

令和2年4月21日、総務省ホームページに特別定額給付金(仮称)の概要について公開されました。令和2年4月27日(基準日)現在、住民基本台帳に記載されている外国人留学生は、給付対象者となります。

詳細については総務省HPに掲載されました。

閣議後の高市総務大臣の記者会見が非常に参考になりますので是非ご覧ください。

○令和2年4月23日(木)

特別定額給付金(仮称)事業の概要等について(御連絡)

日振協の佐藤理事長から日本語教育機関代表者あてに標記の件について、別紙資料6の内容の連絡を行いました。

○令和2年4月24日(金)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための在留カード関係の届出・申請に係る受付期間の延長について

出入国在留管理庁から「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための在留カード関係の届出・申請に係る受付期間の延長について」の掲載について連絡がありました。

本件については、出入国在留管理庁のホームページに掲載されておりますので、お知らせします。

○令和2年5月7日(木)

日本語教育機関に活用いただける支援策について

出入国在留管理庁から日本語教育機関に活用いただける支援策についての資料をお送りいただきました。

○令和2年5月11日(月)

日本語教育機関の経済的に困窮する留学生への緊急支援についての要望書を送付

日本語教育機関関係6団体は、5月11日に提出するとともに、従前要望してきた国会議員の先生方にも困窮する留学生の緊急支援に絞った要望を再度提出したところであります。

・要望書提出先

関係省庁:文部科学大臣

法務大臣

出入国在留管理庁長官

日本語教育推進議員連盟関係:

河村建夫 日本語教育推進議員連盟会長

中川正春 日本語教育推進議員連盟会長代行

馳 浩 日本語教育推進議員連盟事務局長

石橋通宏 日本語教育推進議員連盟事務局次長

里見隆治 日本語教育推進議員連盟事務局次長

自民党関係:

岸田文雄 政務調査会会長

片山さつき 外国人労働者等特別委員会委員長

木原誠二 政務調査会副会長

山下貴司 衆議院議員(元法務大臣)

公明党関係:

斉藤鉄夫 新型コロナウイルス感染症対策本部長

高木美智代 政務調査会会長代理

浮島智子 文部科学部会長

濱地雅一 法務部会長

西田実仁 参議院会長

2020年度日本留学試験(第1回)実施の中止について(お知らせ)

令和2年6月21日(日)実施予定の2020年度日本留学試験(第1回)については、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止することになり、詳細については日本学生支援機構HPに掲載されました。

○令和2年5月19日(火)

【文部科学省】学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)について(お知らせ)

文部科学省より、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」について、お知らせがあった。

2020年第1回日本語能力試験(国内試験)実施の中止について(お知らせ)

令和2年7月5日(日)実施予定の2020年第1回日本語能力試験(国内試験)については、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりました。

詳細については日本国際教育支援協会のホームページに掲載されました。

○令和2年5月20日(水)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う日本語教育機関への支援について(要望書提出)

日本語教育機関及び日本語教育機関の留学生に対する支援について、日本語教育推進議員連盟へ日本語教育機関6団体で要望書及び報告書を提出しました。

○令和2年5月22日(金)

【文部科学省】学生支援緊急給付金(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)の申請及び選考について(周知)

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」について、日振協ホームページ追加情報を掲載しました。

・重要(文部科学省事務連絡より)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう実施する「学生支援緊急給付金給付事業」について、スマートフォンを活用した申請システムを案内させていただきます。

また、選考にあたっての留意点を改めてお知らせします。

本件について、在籍する学生等へ周知していただくとともに、支給を希望する学生等の審査、とりまとめについてご協力をお願いします。

○令和2年5月27日(水)

【文部科学省】学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』) 推薦方法について(依頼)

文部科学省より「学生支援緊急給付金給付事業」について、推薦方法のお知らせをいただきました。

・重要(文部科学省事務連絡より)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている留学生が、学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」について、各機関から日本学生支援機構への対象となる留学生の推薦方法等を案内させていただきます。

○令和2年5月29日(金)

【文部科学省】学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)に係る学生等の選考について(依頼)

文部科学省より「学生支援緊急給付金給付事業」について、学生等の選考についてお知らせをいただきました。

・重要(文部科学省事務連絡より)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」を実施します。本事業について、在籍する学生等へ周知していただくとともに、支給を希望する学生等の選考、とりまとめに引き続きご協力をお願いします。

○令和2年6月4日(木)

【最終結果】新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート【第3弾】について(回答)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート結果を実施し、102校から回答があり、概要は次のとおり。

1. 在日学生について

オンライン授業の実施について:通常の授業と同じ	46校/102校(47%)
対面授業の再開時期について:6月上旬から開始予定	46校/102校(47%)
対面授業の段階的な再開について:通常通りの授業を行う	57校
授業不足分の補填について:夏休みなど長期休暇で補填する	58校

2. 未入国学生(令和2年4月生)について

授業の実施について:オンライン授業を行っている	36校/102校(37%)
オンライン授業の実施状況について:通常よりも少ない	34校/102校(35%)

授業料の扱い方:補講等でフォローをするので返金しない	39校/102校(40%)
3. 令和2年4月生について	
既に入国している:1割以下	60校
査証(ビザ)が下り次第随時入国する:8~9割程度	22校
入国キャンセル:1割以下	72校
7月・10月入学に変更:1割以下	34校
入学キャンセル者の納付金の扱い方:授業料を返金する	51校
4. 令和2年7月生について	
申請状況:募集なし	44校/102校(45%)
交付状況:募集なし	44校/102校(45%)
5. 融資支援について:申込中(準備中含む)	19校/102校(19%)
6. 持続化給付金について:申込中(準備中含む)	33校/102校(34%)
7. 雇用調整助成金の支給について申込中(準備中含む)	36校/102校(37%)

○令和2年6月5日(金)

日本語教育機関6団体代表と文科省,文化庁,入管庁との意見交換会の開催

この意見交換会は,出入国在留管理庁の主催で行われたものである。

(テーマ)

文部科学省:学生支援緊急給付金について

出入国在留管理庁:在留資格認定証明書交付申請の際の提出書類について

(文部科学省及び出入国在留管理庁との意見交換会議事要旨)

1. 日時, 場所

2020年6月5日(金)11:00~12:15, 法務省会議室

2. 出席者

①文科省・文化庁

- ・高等教育局学生・留学生課
- ・文化庁国語課

②入管庁

- ・在留管理支援部在留管理課

③6団体

- ・(一財)日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎
- ・(一財)日本語教育振興協会 理事 加藤 早苗
- ・(一社)全国日本語学校連合会
- ・(一社)日本語学校ネットワーク
- ・全国専門学校日本語教育協会
- ・(一社)全国各種学校日本語学校協会
- ・(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和2年6月26日(金)

【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載資料の更新について

出入国在留管理庁ホームページに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う在留資格認定証明書の取扱い等について」等の掲載資料が更新された。

○令和2年7月2日(木)

【出入国在留管理庁】日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

出入国在留管理庁から「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の掲載資料が更新された。

○令和2年7月3日(金)

**【文部科学省】**学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』) 2次推薦に係る配分額等について(依頼)

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」の2次推薦に係る配分額等について、お知らせをいただきました。

○令和2年7月29日(水)

**【出入国在留管理庁】****【御連絡】**再入国許可を有する外国人留学生等の再入国手続について

出入国在留管理庁より、次のようなお知らせをいただきました。

7月22日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、現在出国中の再入国許可者の再入国から順次開始すべく検討することとして決定されていたところですが、29日夜、再入国にあたっての具体的な手続が公表されましたのでお知らせいたします。

<在留資格を有する外国人の再入国について(7月29日)>

現在、水際措置の強化にかかる措置として、入国拒否対象地域に14日以内に滞在した外国人については特段の事情がない限り入国拒否の対象となっています。今回の決定で、入国拒否対象地域指定以前に我が国を出国した再入国許可保持者は、8月5日より、本邦への再入国が認められることとなります。(※入国拒否地域指定後に日本を出国した者で、特段の事情にあたらぬ者は再入国が認められません。入国拒否地域の指定日が分からない場合は、下記関連HPや在外公館に御確認いただくようお願いいたします。)

再入国に際しては、居住国に所在する日本国大使館/総領事館(在外公館)において「再入国関連書類提出確認書(以下「確認書」という。)」の発給を受けるとともに、日本入国(搭乗予定航空便の出発時刻)前72時間以内に受けたPCR検査の「検査証明」の提示が必要となります。確認書については7月29日より各在外公館において申請受付を開始しておりますので、再入国を希望する学生等は速やかに申請を行ってください。

※お住まいの国が無症状の方への検査を行わない方針をとっている場合には、検査結果を入手できる国・地域に一旦赴き、そこで出国(搭乗予定航空便の出発時刻)前72時間以内のPCR検査証明を取得していただくこととなります。御自身で探すのが難しい場合は、現地の関係機関や在外公館に相談してください。

※詳細は、下記リンクを御参照ください。

・外務省HP「在留資格を有する外国人の再入国について」:

(和文)[https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000864.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html)

(英文)[https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e\\_001074.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001074.html)

・外務省HP「再入国の際に必要な手続・書類等」:

(和文)[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\\_001994.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)

(英文)[https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e\\_000334.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html)

また、入国にあたっては、日本政府の水際対策において、空港でのPCR検査の実施や14日間の自宅等における待機、公共交通機関を使用しないことなどが要請されております。必ず事前に14日間の待機場所とそこへの移動手段を確保するなど、学生等への周知並びに御指導を改めてお願いいたします。(各HPにおいて、英語等でも情報が掲載されておりますので、日本語の理解が難しい学生等への周知の工夫もお願いいたします。)

(参考・関連HP)

・厚労省HP「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」:

(和文)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1)

(英文)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00003.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00003.html#Q1-1)

- ・法務省HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」:

[http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html)

- ・官邸HP「新型コロナウイルス感染症対策本部」:

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

各日本語教育機関におかれましては、一時帰国中の外国人留学生等と密に連絡を取っていただき、入国後のサポートが必要な学生等への対応についてご検討をお願いいたします。

また、各日本語教育機関における感染症拡大防止策への対応については、引き続き徹底して努めていただきますようよろしくお願いいたします。

○令和2年8月5日(水)

中川 正春衆議院議員に要望書を提出

日本語教育推進議員連盟会長代行中川 正春衆議院議員に、日本語教育機関関係 6 団体の要望書を提出し、支援を要請しました。

日時:令和2年8月5日(水)13:00~14:00

場所:衆議院第1議員会館

要望先:中川 正春衆議院議員

出席者:6 団体事務局 2 名

○令和2年8月6日(木)

日本語教育機関6団体代表と出入国在留管理庁との意見交換会の開催

出入国在留管理庁の主催で、日本語教育機関6団体と出入国在留管理庁との意見交換会が開催されました。

日時:令和2年8月6日(木)14:00~14:45

場所:法務省(19階特別会議室)

法務省:法務大臣政務官

出入国在留管理庁:在留管理支援部在留管理課  
在留管理支援部審判課

出席団体:(一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語教育協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

日本語教育機関関係 6 団体を代表して(一財)日本語教育振興協会佐藤理事長が、政務官に要望書を提出しました。

○令和2年8月12日(水)

馳 浩衆議院議員に要望書を提出

日本語教育推進議員連盟事務局長馳 浩衆議院議員に日本語教育機関関係 6 団体の要望書を提出し、支援を要請しました。

日時:令和2年8月12日(水)11:00~11:30

場所:衆議院第1議員会館

要望先:馳 浩衆議院議員

天野 健太郎秘書(同席)

出席団体:(一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

(一社)全国各種学校日本語教育協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和2年8月13日(木)

木原 誠二衆議院議員に要望書を提出

自由民主党政務調査会副会長木原 誠二衆議院議員に日本語教育機関関係6団体の要望書を提出し、支援を要請しました。

日時:令和2年8月13日(木)16:00~16:50

場所:衆議院第一議員会館

要望先:木原 誠二衆議院議員

出席団体:(一財)日本語教育振興協会評議員 中西 郁太郎

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語教育協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和2年8月14日(金)

【出入国在留管理庁】日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

出入国在留管理庁から「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」が更新された旨の連絡がありました。

・出入国在留管理庁ホームページ

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html)

・日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

<https://www.nisshinkyō.org/news/pdf/covid19/20200814covid1n.pdf>

○令和2年8月19日(水)

浮島 智子衆議院議員及び里見 隆治参議院議員に要望書を提出

公明党文部科学部会長浮島 智子衆議院議員及び日本語教育推進議員連盟事務局次長里見 隆治参議院議員に日本語教育機関関係6団体は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本語教育機関への支援等について要望書を提出し、支援を要請しました。

1. 浮島議員

日時:令和2年8月19日(水)10:45~11:15

場所:衆議院第2議員会館

要望先:浮島 智子衆議院議員

下野 六太参議院議員(福岡県選出)(同席)

出席団体:(一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会  
(一社)全国各種学校日本語教育協会  
(一社)全国各種学校日本語教育協会  
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

## 2. 里見議員

日時:令和2年8月19日(水)13:00~14:00

場所:参議院議員会館

要望先:里見 隆治参議院議員

黒田 泰広秘書(同席)

出席団体:(一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語教育協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

### ○令和2年8月19日(水)

片山 さつき参議院議員に要望書を提出

自由民主党政務調査会 外国人労働者等特別委員会委員長片山 さつき参議院議員に日本語教育機関関係 6 団体は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本語教育機関への支援等について要望書を提出し、支援を要請しました。

日時:令和2年8月19日(水)15:30~16:30

場所:参議院議員会館

要望先:片山 さつき参議院議員

出席団体:(一財)日本語教育振興協会評議員 中西 郁太郎

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

### ○令和2年8月21日(金)

文部科学省及び文化庁への要望について

日本語教育機関6団体は文部科学省及び文化庁に入国制限の早期緩和について要望するとともに、意見交換をいたしました。

日時:令和2年8月21日(金)11:00~12:00

場所:文化庁第二会議室

文部科学省:高等教育局 学生・留学生課

文化庁:国語課

出席団体:(一財)日本語教育振興協会理事 加藤 早苗

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語教育協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

### ○令和2年8月27日(木)

**【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金について**

・学生支援緊急給付金について

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」について、各機関から日本学生支援機構への対象となる留学生の追加推薦に係る配分額のご案内を以下のとおりお知らせをいただきました。

(文部科学省高等教育局より)

新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業(令和2年5月19日閣議決定)については、7月31日に2次推薦を締め切り、独立行政法人日本学生支援機構において順次送金の手続きを進めております。

この度、本事業の追加配分に関する事務連絡を別添のとおり返付致します。

なお、追加配分がある機関におきましては、追加配分額を別途FAXでご連絡致します。

引き続き、本事業にご協力いただきますようお願いいたします。

○令和2年8月27日(木)

**日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(初版)について**

この度、日本語教育機関関係6団体で、「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 初版」を作成しました。

○令和2年9月2日(水)

**【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について**

出入国在留管理庁から、新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報が更新された旨の連絡をいただきました。

[更新等した内容]

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について
- ②外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について
- ③個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することのある具体的な事例
- ④FRESCヘルプデスクについて

[掲載場所URL]

<http://www.moj.go.jp/content/001327502.pdf>

<http://www.moj.go.jp/content/001327504.pdf>

○令和2年9月10日(木)

**馳 浩自由民主党 教育再生実行本部本部長に要望書を提出**

自由民主党 教育再生実行本部本部長 馳 浩 議員宛に日本語教育機関関係6団体事務局から要望書を提出、参考資料として「日本語学校のコロナ禍における現状と展望」も併せて提出しました。

○令和2年9月14日(月)

**【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金等の申請期限の延長等について**

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金等の申請期限の延長等について、お知らせしました。

[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用する際の申請期限等に関する周知要請について]

[新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に 対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました]

<https://www.dropbox.com/sh/kyjcnxiwdwzaxx/AACb7SY1kxXm7DOUYdGClvmSa?dl=0>

○令和2年9月23日(水)

中川 正春日本語教育推進議員連盟会長代行訪問

日本語教育推進議員連盟会長代行中川 正春衆議院議員を日本語教育機関関係6団体が訪問し、推進法附則第2条の類型化等について意見交換しました。

日時:令和2年9月23日(水)9:30~10:40

場所:衆議院第1議員会館

出席者:佐藤理事長, 中西評議員 他に6団体関係者6名

提出資料:日本語教育推進法附則第2条の類型化について(令和2年9月14日)

○令和2年9月24日(木)

日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(第二版)について

この度、日本語教育機関関係6団体が作成した日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(第二版)が内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に承認され、業種別ガイドライン<<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200924>>の12ページ「7. 自動車教習所, 学習塾等」に掲載されました。

・ガイドライン(第二版)

<https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2254&f=news>

○令和2年9月25日(金)

**【内閣官房(国家安全保障局)】国際的な人の往来の再開について**

新型コロナウイルス感染症対策本部において、標記の「国際的な人の再開」について審議の上、公表されました。

日振協はじめ日本語教育機関関係6団体は、留学生の入国制限早期緩和について関係省庁、各政党、国会議員の先生方に要望してまいりましたが、10月1日から日本語学校の留学生も条件付きで入国できるようになりました。

首相官邸ホームページより

新型コロナウイルス感染症対策本部 開催状況

・第43回(令和2年9月25日開催)資料

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sidai\\_r020925.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020925.pdf)

・国際的な人の往来の再開について(資料4参照)

<https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20200928ma.pdf>

○令和2年10月1日(金)

**【出入国在留管理庁】「国際的な人の往来の再開の状況」及び「申請取次制度」について**

出入国在留管理庁から、「国際的な人の往来の再開の状況」及び「申請取次制度」について連絡をいただきました。

【国際的な人の往来の再開の状況について】

✓ 法務省ホームページ(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について):

[http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html) における周知状況

・国際的な人の往来の再開の状況(概要)(令和2年9月28日現在):

<http://www.moj.go.jp/content/001326711.pdf>

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について(令和2年9月28日現在):

<http://www.moj.go.jp/content/001327502.pdf>

- ✓外務省ホームページにおける周知状況
  - ・国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について:  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)
  - ・国際的な人の往来再開に向けた段階的措置(外国人の方が利用される際の査証の申請について):  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)
  - 【申請等取次制度のホームページについて】
- ✓法務省ホームページにおける周知状況
  - ・申請等取次制度について:  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00262.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00262.html)

○令和2年10月5日(月)

**【文部科学省】外国人留学生の入学に関する対応について**

文部科学省のホームページに外国人留学生の入学に関する対応について掲載されました。

[https://www.mext.go.jp/content/20201005-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201005-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

○令和2年10月14日(水)

**【出入国在留管理庁】日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について**

出入国在留管理庁から「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」が更新された旨の連絡をいただきました。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html)

○令和2年10月19日(月)

**新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート【第4弾】について(最終結果)**

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート結果を実施し、87校から回答があり、概要は次のとおり。

1. 入学制限の緩和に伴う入学者数の見込みについて
 

令和2年4月期生について:入学見込み者	2,804人/4,361人(64%)
令和2年7月期生について:入学見込み者	1,092人/1,740人(63%)
令和2年10月期生について:入学見込み者	1,217人/2,265人(54%)
2. 令和3年1月期生及び4月期生の在留資格認定証明書の申請見込みについて
 

令和3年1月期生について:少ない	18校
令和3年4月期生について:少ない	60校
3. 入学制限緩和に伴う入学手続への対応について
 

入学後14日間の待機場所について:学校の寮(提携先含む)	47校
空港から待機場所への移動について:学校職員が迎えに行く	59校
待機場所での管理体制(外部の者との不接触などの指導)の確保について:検討中	53校
4. 未入学者の入学遅延に伴う修学期間の方針について
 

授業の実施にいて:出入国在留管理庁の対応を見て検討	47校(55%)
---------------------------	----------
5. 在日学生に対する現在の授業の実施状況について
 

オンライン授業の実施について(1日当たりの授業時数):通常の授業と同じ	40校(47%)
対面授業の再開月について:6月から開始	55校
対面授業の実施方法について:通常通り行う	56校
授業不足分の補填について:夏休みなど長期休暇で補填	40校
6. 未入学学生に対する授業等の実施について
 

授業等の実施について:オンライン授業を行っている	36校(42%)
--------------------------	----------

オンライン授業の実施について:通常よりも少ない	30校(39%)
授業料の扱い方:補講・オンライン授業等の実施により返金しない	31校(36%)
7. 公的な各種支援の利用状況等について	
融資支援について:申込まない	34校
持続化給付金について:既に融資を受けている	25校
家賃支援給付金について:申込まない	31校
雇用時調整助成金について:既に融資を受けている	28校
文部科学省学生支援緊急給付金の受給について	
受給者数:1,071名	
対象となる学生の要件に適合したが、配分額の関係で給付されなかった者がいる場合にその人数:169名	

○令和2年10月19日(月)

**【御連絡】法務省ホームページ(外国人の在留申請・生活支援)掲載情報の更新について**

出入国在留管理庁から法務省ホームページ(外国人の在留申請・生活支援)が更新された旨の連絡をいただきました。

(以下、出入国在留管理庁からの連絡)

標記の件につき、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な(元)中長期在留者からの在留諸申請については、従前、2020年以降に教育機関を卒業した元留学生は「特定活動(6月)」への変更を許可する取扱いとし、2020年以前に教育機関を卒業した者や教育機関を除籍・退学となった者は同取扱いの対象外としておりましたが、依然として帰国が困難な状況が継続していることから、同取扱いの対象を拡大し、教育機関の卒業の時期や有無を問わないこととなりました。

上記取扱いの変更に伴い、法務省ホームページ(外国人の在留申請・生活支援([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00154.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00154.html)))における掲載情報を更新しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

**【更新したページ】**

- 「(2)帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00155.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html))」
- 「(4)留学生及び日本語教育機関に係る取扱い([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html))」

○令和2年10月21日(水)

日本語教育推進議員連盟(以下「日本語議連」という。)の第13回総会が令和2年10月21日(水)13時から衆議院第2議員会館・第1会議室で開かれました。

入管からは、入国制限緩和状況の報告があり、6団体からの要望について、回答をもらった。

①厚労省:地方空港でも受入れができるよう引き続き検査体制を整えていく。

→とにかく、早くと重ねてお願いした。

②入管庁:新規入国の留学生の在籍期間の延長については、柔軟に対応する。

(議事)

1. 日本語教師の資格創設について
2. 日本語学校の類型化に関する検討状況について
3. 外国人留学生等の入国制限緩和について
4. 質疑応答・意見交換

○令和2年10月30日(金)

**【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金に関する調査について**

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」の今後の検討に向けた調査についての御案内をお知らせいただきました。

○令和2年10月21日(水)

**日本語教育推進議員連盟の第13回総会**

日本語教育推進議員連盟(以下「日本語議連」という。)の第13回総会が令和2年10月21日(水)13時から衆議院第2議員会館・第1会議室で開かれ、日振協からは、佐藤次郎理事長及び丸山茂樹理事が出席しました。

(関係省庁出席者)

文化庁、文部科学省、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、総務省、内閣府、衆議院法制局

○令和2年10月30日(金)

**【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について**

出入国在留管理庁から法務省ホームページ(日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について)が更新された旨の連絡をいただきました。

(更新内容)

「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(掲載場所URL)

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html)

○令和2年11月5日(木)

**【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について**

出入国在留管理庁から、新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報が更新された旨の連絡がありましたので、お知らせします。

[更新内容]

①「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について」(PDF)

②「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」(PDF)

(いずれの資料についても「日本語教育機関留学生(令和3年1月期生まで)」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により進学・就職に支障が生じる場合は、通常認められる2年間を超える場合であっても、当初の課程終期から最長1年間に限り、進学・就職時期まで留学の在留期間更新を認める」という取扱いの反映が主な更新点です。)

[掲載場所URL]

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html)

✓ 関連情報

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

・日振協ホームページ <https://www.nisshinkyō.org/news/covid19.html>

○令和2年11月6日(金)

お礼状の提出

・浮島 智子衆議院議員

浮島智子氏を訪ね日本語教育機関 6 団体のお礼状を提出, 自由民主党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時: 令和 2 年 11 月 6 日 (金) 10:20

場所: 衆議院第二議員会館

自由民主党議員:

浮島智子 衆議院議員 (元文部科学副大臣, 文部学部長)

日本語教育機関団体:

(一財) 日本語教育振興協会 佐藤理事長

(一社) 全国日本語学校連合会

(一社) 日本語学校ネットワーク

(一社) 全国各種学校日本語学校協会

[https://www.dropbox.com/sh/k4171pynupkk3rk/AADfyO1JFSyXp2PgowiZL\\_hJa?dl=0](https://www.dropbox.com/sh/k4171pynupkk3rk/AADfyO1JFSyXp2PgowiZL_hJa?dl=0)

・里見 隆治参議院議員

日本語教育推進議員連盟事務局次長 里見隆治氏を訪ね日本語教育機関 6 団体の要望書について説明, 公明党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時: 令和 2 年 11 月 6 日 (金)

場所: 参議院議員会館

自由民主党議員:

里見 隆治 日本語教育推進議員連盟事務局次長

日本語教育機関団体:

(一財) 日本語教育振興協会 佐藤理事長

(一社) 全国日本語学校連合会

(一社) 日本語学校ネットワーク

(一社) 全国各種学校日本語学校協会

✓ 11 月 6 日に, 次の国会議員の秘書にお礼状を渡しています。

・高瀬 弘美参議院議員

・佐々木 さやか参議院議員

・安江 のぶお参議院議員

・新妻 秀規参議院議員

・高木 美智代衆議院議員

・斉藤 鉄夫衆議院議員

・大口 善徳衆議院議員

・石川 博崇参議院議員

・國重 徹衆議院議員

○令和 2 年 11 月 11 日 (水)

・山下 貴司衆議院議員

山下 貴司氏を訪ね日本語教育機関 6 団体のお礼状を提出, 自由民主党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時: 令和 2 年 11 月 11 日 (水) 13:15

場所: 衆議院第二議員会館

自由民主党議員:

山下貴司 衆議院議員 (元法務大臣)

日本語教育機関団体:

(一社) 日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会  
(一社)全国各種学校日本語学校協会  
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

・中川 正春衆議院議員

日本語教育推進議員連盟会長代行 中川 正春氏を訪ね日本語教育機関6団体のお礼状を提出, 立憲民主党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時:令和2年11月11日(水)13:45

場所:衆議院第一議員会館

立憲民主党議員:

中川 正春 日本語教育推進議員連盟会長代行

日本語教育機関団体:

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

✓11月11日に, 次の国会議員の秘書にお礼状を渡しています。

・馳 浩衆議院議員

○令和2年11月12日(木)

・木原 誠二衆議院議員

11月12日に木原 誠二氏を訪ね日本語教育機関6団体のお礼状を提出, 自由民主党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時:令和2年11月12日(木)10:30

場所:衆議院第一議員会館

自由民主党議員:

木原誠二 衆議院議員(内閣委員長)

日本語教育機関団体:

(一財)日本語教育振興協会

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

(一社)全国各種学校日本語学校協会

・片山さつき参議院議員

11月12日に自由民主党政務調査会外国人労働者等特別委員会委員長 片山さつき氏を訪ね日本語教育機関6団体のお礼状を提出, 自由民主党, 政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時:令和2年11月12日(木)11:00

場所:参議院議員会館

自由民主党議員:

片山さつき 衆議院議員(外国人労働者等特別委員会委員長)

日本語教育機関団体:

(一財)日本語教育振興協会

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

(一社)全国各種学校日本語学校協会

✓11月12日に、次の国会議員の秘書にお礼状を渡しています。

・岸田 文雄衆議院議員

○令和2年11月13日(金)

**【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について**

出入国在留管理庁から、新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報が更新された旨の連絡がありましたので、お知らせします。

[更新内容]

「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」

・問8について、「日本語教育機関留学生(令和3年1月期生まで)について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により進学・就職に支障が生じる場合は、通常認められる2年間を超える場合であっても、当初の課程終期から最長1年間に限り、進学・就職時期まで留学の在留期間更新を認める」という取扱いに係る留意点を追記しました。

・関係省庁のホームページ情報を最新版に更新しました。

[掲載場所URL]

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html)

✓関連情報

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

・日振協ホームページ <https://www.nisshinkyō.org/news/covid19.html>

**【文部科学省】大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(周知)**

文部科学省から各大学等に対し、外国人留学生へのきめ細やかな対応を含む感染症対策の注意事項について通知されましたので、お知らせします。

[掲載場所URL]

[https://www.dropbox.com/sh/k417lpynupkk3rk/AADfyO1JFSyXp2PqowiZL\\_hJa?dl=0](https://www.dropbox.com/sh/k417lpynupkk3rk/AADfyO1JFSyXp2PqowiZL_hJa?dl=0)

○令和2年12月4日(金)

**【出入国在留管理庁】東京出入国在留管理局における申請予約システム・在留カード後日交付について**

出入国在留管理庁から、東京出入国在留管理局独自の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、申請予約システム及び在留カード後日交付の運用を開始することについて連絡がありましたので、お知らせします。

・東京出入国在留管理局申請予約システムの運用開始について(令和2年12月7日から)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334634.pdf>

・東京出入国在留管理局における在留カード後日交付の運用開始について(令和2年12月14日から)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334529.pdf>

[掲載場所URL]

<http://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/index.html>

本制度は、東京出入国在留管理局における措置であり、他の地方出入国管理官署において利用できるものではありません。東京出入国在留管理局管内出張所及び横浜支局は対象となりませんので、御留意願います。

○令和2年12月11日(金)

**【文部科学省】学生支援緊急給付金の再追加配分について**

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」の再追加配分額等についてお知らせいただきました。

○令和2年12月26日(土)

**【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について**

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新(12月26日時点版)された旨の連絡がありました。

**【更新内容】**

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、上陸拒否等の取扱いに係るホームページについて、以下の箇所を更新しておりますので、御確認よろしくお願いたします。

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大にかかる上陸拒否措置及び国際的な人の往来の再開状況について」  
1(1)なお書き(赤字部分)部分
- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」  
2(2)カのなお書き以下の部分
- ・「外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について」  
1の注3

**【掲載場所URL】**

[http://www.moj.go.jp/isa/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)

○令和2年12月26日(土)

**【文化庁】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置について**

文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置について以下のような連絡がありましたので、お知らせします。

.....

変異した新型コロナウイルスが広がっていることを受け、全ての国・地域からの外国人の新規入国を一時停止する等の新たな水際対策措置が決定され、外務省海外安全HPにその内容が公表されておりますのでお知らせします。

詳細は下記ホームページのリンクをご確認頂ければと思いますが、概要などについてはメール本文にもお知らせいたします。

なお、本取り扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性がありますので、外務省ホームページ等により最新の状況をご確認頂けますと幸いです。

**【主な関係 HP】**

- ✓国際的な人の往来再開による新規入国のための査証(ビザ)の申請【外務省 HP】  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)
- ✓新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(2020年12月26日)【外務省 HP】  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C090.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C090.html)
- ✓日本への入国/再入国/帰国の際に利用可能な枠組み(2020年12月26日時点)【外務省 HP】  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100131154.pdf>
- ✓新型コロナウイルス感染症に関する南アフリカ・オーストラリア・英国に対する新たな水際対策措置(2020年12月25日)【外務省】  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C089.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html)

<海外安全HP「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」(概要など)>

✓全ての国・地域からの新規入国の一時停止

昨年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところですが、昨年12月28日から本年1月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域(既に12月23日及び25日に決定を行っている英国及び南アフリカを除く)からの新規入国を拒否することとなります。

⇒「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」によるレジデンストラック及びそれに準じた枠組み

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html#section3](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section3)) に関し、28日以降、全ての国・地域から、外国人が新規で入国することは認められないこととなりました。

なお、この仕組みを使うことを前提とした発給済みの査証を所持する者については、原則として入国を認められますが、本邦への上陸申請日前14日以内に英国または南アフリカにおける滞在歴のある者、令和3年1月4日午前0時(日本時間)以降の入国者で、本邦への上陸申請日前14日以内に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)対象国・地域における滞在歴のある者は除かれています。(入国できません。)

✓ 全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止  
(日本国籍者も対象)

本年11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間待機緩和を認めているところですが、昨年12月28日から本年1月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域(既に12月23日及び25日に決定を行っている英国及び南アフリカを除く)からの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めないこととします。

⇒ 英国については12月24日以降、南アフリカについては12月26日以降、それぞれ既に本措置の対象となっています。

✓ 検疫の強化

国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域(英国及び南アフリカを除く)(注1)からのすべての入国者及び帰国者(ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。)について、昨年12月30日から本年1月末までの間、出国前72時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を実施します。検査証明を提出できない方に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機することを要請します。

該当する国・地域は、外務省及び厚労省において確認の都度、指定し公表する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

本邦への上陸申請日前14日以内に注1の国・地域に滞在歴のある入国者及び帰国者を対象とする。

上記に基づく措置は、12月30日午前0時(日本時間)から行うものとします。

今後指定された国・地域については、指定の日の4日後の日の午前0時から実施する。

⇒ 英国については12月27日から、南アフリカについては12月29日から、出国前72時間以内の検査証明を求められております。

また、当分の間、新たに帰国時の位置情報の保存等(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約を求められることとなるので注意してください。

✓ 南アフリカへの短期渡航の自粛要請(日本国籍者も対象)

南アフリカには現在、感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しています。

日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする南アフリカへの短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請します。

⇒ 英国に加え、南アフリカについても自粛要請が出されています。

✓ 変異株流行国からの入国者の宿泊施設での待機及び検査

12月26日以降、英国及び南アフリカ共和国からの入国者については、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)での待機を求めます。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めることとします。

なお、英国及び南アフリカ共和国からの入国者のうち、出国前72時間以内の検査証明を入国時に提出できない日本人について、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機を求めている取扱いは、従前のおりです。

※ 上記措置の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある方です。

⇒ 12月26日以降、英国及び南アフリカ共和国からの入国者について、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する食博施設に限る。)での待機を求められることとされていますので、ご注意ください。

✓外国人留学生の新規入国について

(1)全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置による査証発給を受けている場合

感染症危険情報レベル3:1月4日以降は入国できません。

また、新規の査証申請も受理されません。

感染症危険情報レベル2:すでに査証発給を受けている場合は入国が可能です。

新規の査証申請は受理されますが、慎重審査のため当面査証発給は行われな見込みです。

(2)二国間のレジデンス・トラックによる査証発給

※現在、運用が開始されているレジデンス・トラック対象国・地域は、タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾、シンガポール、ブルネイ、韓国、中国の各国・地域です。

感染症危険情報レベル3:すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。

また、新規査証発給も可能です。

感染症危険情報レベル2:すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。

また、新規査証発給も可能です。

○令和3年1月6日(水)

**【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について**

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新(12月26日時点版)された旨の連絡がありました。

**【更新内容】**

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、上陸拒否等の取扱いに係るホームページについて、以下の箇所を更新しておりますので、御確認よろしくお願いたします。

・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大にかかる上陸拒否措置及び国際的な人の往来の再開状況について」

1(1)なお書き(赤字部分)部分

・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」

2(2)カのなお書き以下の部分

・「外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について」

1の注3

**【掲載場所URL】**

[http://www.moj.go.jp/isa/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)

○令和3年1月7日(木)

文化庁を通じ、日本語教育機関6団体に対し、東京都外国人新型コロナ生活相談センターから、以下の内容について、注意喚起して欲しい旨の依頼を受けましたので、お知らせいたします。

.....

(以下、文化庁からの連絡)

日本語教育機関 各位

学生がコロナ陽性となり療養した場合の復学トラブルが多発しておりますので、東京都外国人新型コロナ生活相談センターの依頼によりご連絡いたします。各機関におかれましては、学生のコロナ療養後の復学については、適切にご対応いただきたく、よろしくお願いたします。なお、本件は、東京都の事例ですが、他の地域においても参考になると思われしますので、東京都以外の日本語教育機関にも通知させていただいております。

詳細は、以下の通りです。

### 1, 最近の復学トラブル内容

コロナ療養後に、学生が復学する条件として、日本語学校が PCR 検査の陰性証明書を課しているケースが多発している。東京都では、2020 年夏以降は療養終了時の PCR 検査は実施しておらず(自分で病院を探し、自己負担 3 万円程度で検査)、代わりに保健所の基準に従い、療養終了証明書を発行しているが、学校がそれを認めない。また、それを認めるケースにおいても、東京都の療養証明書は発行に2週間程度かかることから、留学生は併せて4週間、学校に通えない状況を強いられている。さらには、それを理由に、留年するよう言い渡されるケースもある。

### 2, 復学にあたり適切と思われる対応

厚生労働省は、復学にあたり陰性証明の提出は不要と通知しているため、保健所又は都道府県(宿泊施設の管理者)に療養の終了が確認できた際は、PCR 検査陰性証明書や療養証明書なしに復学させる。

### 3, ご参考

①厚労省ホームページ<検査結果の証明について>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html#Q10-7](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q10-7)

②厚労省ホームページ<医療機関に入院した場合の退院基準><自宅や宿泊施設での療養の場合の解除基準>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q5-6](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-6)

○令和3年1月12日(火)

#### **【追加情報】【情報共有】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置について**

文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置の追加情報として以下のような連絡がありましたので、お知らせします。

.....

水際対策強化措置に関し、1月4日付けのご連絡(日振協 HP1 月 6 日掲載)において、二国間のレジデンス・トラックによる査証発給の場合は、私費外国人留学生についても引き続き入国可能である旨をお知らせしたところですが、外務省より、レジデンス・トラックの枠組みにおいて、現在、在留資格「留学」が対象となっているのは中国・韓国のみである旨の連絡があり、これを受けて本日、大学等へ周知を行ったとのことです。

各機関におかれては既にご承知おきかもしれませんが、念のため、情報共有させていただきます。

なお、本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性がございます。

このため、最新の査証の取扱いについては、外務省ホームページをご確認頂くとともに、各国の日本国大使館等にご確認いただくなどして最新の状況を把握頂き、ご対応いただければと思います。

水際対策措置に係るお問い合わせについては、先日のメールでお知らせした問い合わせ先などにご連絡頂きますと幸いです。

なお、一部報道において、水際対策のさらなる強化が検討されている旨の報道がありましたが、現時点では追加の情報は得られてないとのことです。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ●外国人(中長期在留者等)の新規入国について

(1)全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置による査証発給を受けている場合  
感染症危険情報レベル3:1月4日以降は入国できません。

また、新規の査証申請も受理されません。

感染症危険情報レベル2:すでに査証発給を受けている場合は入国が可能です。

新規の査証申請は受理されます(注1)が、慎重審査のため当面査証発給は行われ不见込みです。

(注1)一部、在外公館においては、申請を停止しているところもございますので、各HP等を御確認ください。

(2) 二国間のレジデンス・トラックによる査証発給

※現在、在留資格「留学」も含めて運用が開始されているレジデンス・トラック対象国・地域は、韓国、中国のみ。それ以外の国・地域からの入国は(1)の取扱いとなっているとのこと。

感染症危険情報レベル3:すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。

また、新規査証発給も可能です。

感染症危険情報レベル2:すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。

また、新規査証発給も可能です。

○令和3年1月12日(火)

中川正春議員との意見交換

日本語教育推進議員連盟会長代行中川 正春衆議院議員と日本語教育機関6団体代表で意見交換を行った。

1. 日時:2021年1月12日 17:00~(Zoom)

2. 出席者:(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎 理事長, 加藤早苗 理事, 中西郁太郎 評議員  
他6団体関係者 10名

○令和3年1月13日(水)

【情報共有】新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について(出国前72時間以内の検査証明の提出等)

文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について以下のような連絡がありましたので、お知らせします。

.....

1月8日、水際対策強化に係る新たな措置が決定・公表され、出発地の危険情報レベルや国籍を問わず、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出が求められることとなりましたので、以下のとおりお知らせします。

渡日予定学生の査証の取扱い(どの枠組みによるものなのか)や有効性(入国の可否)については、各国の日本国大使館等(以下、在外公館という。)によく確認するよう学生等へ周知願います。

本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性がありますので、外務省ホームページや各国の在外公館ホームページ等により最新の状況を把握いただくとともに、引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●水際対策強化に係る新たな措置(1月8日公表)の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、同解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。

(1)非入国拒否対象国・地域(危険情報レベル2の国・地域。但し、国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域を除く※)から帰国する日本人及び再入国する在留資格保持者(ビジネストラック及びレジデンス・トラックの利用者を除く)について、新たに、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。

(2)入国拒否対象国・地域(危険情報レベル3の国・地域。但し、国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域を除く※)から帰国する日本人について、新たに、出国前72時間以内の検査証明の提出を求める。

⇒ (1)及び(2)において、検査証明を提出できない者に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)での待機を求める。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定

された者については、位置情報の保存等(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約を求めるとともに、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めるとする。

(3)レジデンストラックを利用して新規入国する外国人について、非入国拒否対象国・地域から入国する者に対して、新たに、出国前72時間以内の検査証明の提出を求め、それを受入企業・団体に誓約させるとともに、新たに、入国時の検査を実施する。

⇒本決定に伴い、レジデンストラックの誓約書等の必要書類に更新がございますので、最新の様式を外務省HPからご確認ください。

(注)上記に基づく措置は、令和3年1月9日午前0時(日本時間)から行うものとする。ただし、上記に基づく出国前72時間以内の検査証明の提出は、令和3年1月13日午前0時(日本時間)以降に入国・再入国・帰国する者について求めるものとする。

※「国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域」からの入国については、12月28日付けで周知したとおり、当該国からの全ての入国者及び帰国者(ビジネストラック及びレジデンストラックによる入国者及び帰国者を除く)について、1月末までの間、出国前72時間以内の検査証明が求められるとともに、入国時の検査を実施することとされています(<https://www.mhlw.go.jp/content/000717216.pdf>)。対象国・地域については、随時更新がありますのでご注意ください。

\*\*\*\*\*

\* 厚生労働省 HP「水際対策に係る新たな措置について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku\\_20210108.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf)

\* 外務省 HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

<関連ホームページ>

○外務省 HP「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

○厚生労働省 HP「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

○出入国在留管理庁 HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」

[http://www.moj.go.jp/isa/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)

○令和3年1月14日(木)

**【重要】新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について(レジデンス・トラックの一時停止他)**

文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について以下のような連絡がありましたので、お知らせします。

.....

水際対策に関し、昨夜報道もございましたが、外務省のHPが更新されております。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

これを受け、下記の添付の内容にて高等局から各大学に対し昨日周知連絡を行っているとのこと。

その内容について情報共有させていただきます。

**【周知内容】**

変異した新型コロナウイルスが広がっていることを受けた水際対策強化措置に関し、私費外国人留学生につ

いても、中国・韓国については、二国間のレジデンス・トラックによる枠組みで引き続き入国可能である旨をお知らせしたところですが、昨日(13日)、水際対策強化に係る新たな措置が決定・公表され、レジデンス・トラックの運用が一時停止となり、この枠組みにおいての私費留学生の入国も一時停止されることになりましたのでお知らせします。

つきましては以下の措置内容及び外務省HP等の内容を至急御確認いただきますようお願いいたします。渡日予定学生の査証の取扱い(どの枠組みによるものなのか)や有効性(入国の可否)については、各国の日本国大使館等(以下、在外公館という。)によく確認するよう学生等へ周知願います。

本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて更新される可能性がありますので、外務省ホームページや各国の在外公館ホームページ等により最新の状況を把握いただくとともに、引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

#### ●水際対策強化に係る新たな措置(1月13日公表)の概要

(1)緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンス・トラックの運用を停止し、両トラックによる外国人の新規入国を認めない。また、「水際対策強化に係る新たな措置(4)」(令和2年12月26日)に基づく措置は、令和3年1月末までの間としているが、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、措置を維持するものとする。

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku\\_20201226.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20201226.pdf)

(注1)上記に基づく措置は、令和3年1月14日午前0時(日本時間)から行うものとする。

(注2)但し、発給済みの有効な査証を所持する者については、令和3年1月21日午前0時(日本時間)までの間、本邦への上陸申請日前14日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある者、本邦への上陸申請日前14日以内に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)対象国・地域における滞在歴のある者を除き、原則として入国を認める。

→発給済みの有効な査証を持っていても、21日午前0時以降の入国が出来なくなります。

(2)「水際対策強化に係る新たな措置」(令和2年12月23日)3.及び「水際対策強化に係る新たな措置(2)」(令和2年12月25日)3.により、英国及び南アフリカ共和国から帰国する日本人及び再入国する在留資格保持者に対し、当分の間、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存等について誓約を求めているところであるが、新たに、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずることを追加するとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にし得るほか、以下のとおりとする。

- 1.日本人については、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとする。
- 2.(外国人)在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとする。とともに、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得るものとする。

(注)上記の「14日間の自宅又は宿泊施設での待機」については、「水際対策強化に係る新たな措置(3)」(令和2年12月25日)1.により、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)での待機を求めた上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めるものとしている。

(3)上記(2)以外の全ての入国者についても、当分の間、新たに、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について(別段の防疫上の措置を取ることとしている場合はそれらの事項について)誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にし得るほか、以下のとおりとする。

1. 日本人については、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとする。
2. (外国人)在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとするとともに、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得るものとする。

(4) 上記(2)及び(3)について、誓約書を提出しない者に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機することを要請する。

(注) 上記(2)、(3)、(4)に基づく措置は、令和3年1月14日午前0時(日本時間)以降に入国する者に対して行うものとする。

※なお、高等局から大学等に対しては、大学等を受験する外国人入学志願者については、新型コロナウイルス感染症の影響により入国できないことによって、受験の機会を失うことがないよう、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により適切な対応についても併せてお願いしているとのことです。

< 関連ホームページ >

○ 外務省HP「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

○ 外務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

○ 厚生労働省HP「水際対策に係る新たな措置について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○ 出入国在留管理庁HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」

[http://www.moj.go.jp/isa/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)

○ 厚生労働省HP「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

#### 【本件お問合せ先】

・ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から: 0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176(日本語, 英語, 中国語, 韓国語に対応)

・ 出入国在留管理庁(入国拒否, 日本への再入国)

電話: (代表)03-3580-4111(内線 4446, 4447)

・ 外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話: 0570-011000(ナビダイヤル: 案内に従い, 日本語の「1」を選んだ後, 「5」を押してください。)一部のIP電話からは, 03-5363-3013

○ 令和3年1月21日(木)

#### 【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

#### 【更新内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これまで在留資格認定証明書の有効期間の延長措置を講じているところ、現在の延長措置に基づく有効期間の終期(本年4月30日)が近づいており、かつ、昨今の状況に鑑み、本日以降、同有効期間の取扱いを変更するものです。

#### 【掲載場所URL】

[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00155.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html)

【関係資料】

- ・[本邦に入国を予定する方に係る取扱い\(PDF\)](#)
- ・[有効期限が経過した方の在留資格認定証明書交付申請\(PDF\)](#)
- ・[在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて\(PDF\)](#)
- ・[在留資格認定証明書 Q&A\(PDF\)](#)

○令和3年1月22日(金)

【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金に関する調査について

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金」に関する調査依頼についてのご案内をお知らせいただきました。

○令和3年1月26日(火)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート【第5弾】について(最終結果)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート結果を実施し、67校から回答があり、概要は次のとおり。

1. 昨年10月以降の入国者について

令和2年4月期生について:入国見込み者	1,715人/2,817人(61%)
令和2年7月期生について:入国見込み者	360人/ 859人(42%)
令和2年10月期生について:入国見込み者	724人/1,448人(50%)
令和3年1月期生について:入国見込み者	53人/ 90人(59%)

2. 令和3年4月期生の在留資格認定証明書の申請について

令和3年4月期生について:例年と比較して少ない 49校

3. 在日学生に対する現在の授業の実施状況について

授業の実施状況について:対面授業のみ	42校
オンライン授業の実施について(1日当たりの授業時数):	
通常の授業と同じ	20校
対面授業の再開月について:9月以前から	51校
対面授業の実施方法について:通常通り行う	40校

○令和3年1月29日(金)

【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

【更新内容】

「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の間9に、新型コロナウイルス感染症の影響により入国できない生徒について、在留資格認定証明書の有効期間に係る取扱い変更の内容を反映したものです。

【掲載場所URL】

[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html)

○令和3年2月10日(水)

【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金の再々追加配分について

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金」の再々追加配分についてお知らせいただきました。

○令和3年2月19日(金)

【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

【更新内容】

[Q&A]問18に, 新型コロナウイルス感染症の影響による健康診断の実施に係る対応の内容を追加したものです。

【掲載場所URL】

[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00157.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html)

○令和3年3月3日(水)

【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金の調査について

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金」の今後の検討に向けた調査についてお知らせいただきました。

## 国会での質問状況

### ・参議院予算委員会 高瀬弘美議員(公明党)

3月5日開催の参議院予算委員会において、高瀬弘美議員(公明党)から日振協からの要望事項に基づき次のような質問があり、森まさこ法務大臣が答弁。

#### 質問要旨

4月入学予定の留学生の在留資格認定証明書の有効期限を3か月から6か月に延長してほしい。

#### 答弁要旨

新型コロナウイルスの影響等を踏まえ、在留資格認定証明書の有効期限の取扱いを含め、更に取り得る措置を関係省庁とも検討し、柔軟に取り組んでまいりたい。

### ・衆議院文部科学委員会 馳浩議員(自由民主党)

3月6日開催の衆議院文部科学委員会において、馳浩議員(自由民主党)から日振協の佐藤理事長からの要望が届いていると述べ、次のような質問があり、丸山出入国在留管理庁在留管理支援部長が答弁。

#### 質問要旨

① 国から日本語教育機関へ新型コロナウイルス感染症に関する通知がなかった。今後、大規模災害等や重大な感染症に対応するため速やかに連絡体制を整えてほしい。

② 4月入学予定の留学生の在留資格認定証明書の有効期限を延長してほしい。

学校教育法上の学校と法務省出入国在留管理庁所管の日本語教育機関は対応が違う。ここは配慮してほしい。外国人労働者を受入れていこうというこの時代に1丁目1番地は日本語教育となっており、ここを今回の問題についても対応すべきであると思う。

#### 答弁要旨

① 日本語教育機関から休校や発熱等により欠席の措置を取った場合の告示基準上の取扱い等について、新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A や在留諸申請における取扱いを各日本語教育機関に周知をするとともにホームページに掲載しています。

地方入国在留管理局でもこれらの情報に加えて在留外国人の参考となるサイトなどを取りまとめた資料を配付しています。

今後、日本語教育機関や留学生に必要な情報をより迅速に提供できるように努めます。

② 在留資格認定証明書の有効期限については、今後の状況、影響等を踏まえてさらに取り得る措置を関係省庁とも検討し、できる限り柔軟に取り組んでまいりたい。

### ・衆議院法務委員会 浜地雅一議員(公明党)

3月10日開催の衆議院法務委員会において、浜地雅一議員(公明党)から日振協からの要望事項に基づき次のような質問があり、森まさこ法務大臣、高嶋智光出入国在留管理庁次長が答弁

#### 質問要旨

① 在留資格認定証明書の有効期間の延長してほしい。

② 7月期入学の募集に対して、特段の配慮を考えているのか。

③ 在留資格認定証明書や7月期生の取扱い等について、日本語教育機関へ徹底した周知を行ってほしい。

#### 答弁要旨

① (森大臣)

在留資格認定証明書の有効期間は、3か月を6か月間有効なものとして、当面の間取り扱います。けさの記者会見で発表したところ です。

②（高嶋次長）

7月期入学生の在留資格認定証明書交付申請書の受理に関して、提出資料の準備に時間を要する留学生につきましては、受付期間を延長するなど柔軟な対応を取ることとしました。

③（高嶋次長）

新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A を作成し、また、在留諸申請における取扱いを法務省のホームページに掲載した。

地方入国在留管理局でもこれらの情報以外に在留外国人の参考となるサイトなどを取りまとめた資料を配付しています。

今後、広報に関しましてしっかりとやってまいりたい。

・参議院予算委員会 里見隆治議員(公明党)(日本語教育推進議員連盟事務局次長)

3月11日開催の参議院予算委員会において、里見隆治議員(公明党)から日振協からの要望に関連した次のような質問があり、森まさこ法務大臣、萩生田紘一文部科学大臣、伯井美德文部科学省高等教育局長、高嶋智光出入国在留管理庁次長今里讓文化庁次長が答弁

質問要旨

① 3月5日日本委員会で高瀬議員の質問に森大臣より、入国が延期になった留学生には柔軟な対応をいただけるとの答弁をいただき実施されていると承知しています。こうした入国在留に関する情報は、対象となる留学生や日本語教育機関にも既に通知をされているのか。

答弁要旨

①（森大臣）

在留資格認定証明書の有効期限を昨日から当面の間6か月としたこと、日本語教育機関の臨時休業の取扱いやオンライン授業が可能であることについて、Q&Aを作成し、法務省のホームページに掲載するとともに各日本語教育機関に対して個別に送信・送付して周知を図っています。

引き続き日本語教育機関や留学生の置かれた状況を十分に配慮しながら、柔軟に対応し周知してまいります。

質問要旨

② 全国的規模での感染症の広がりというときに、留学生の動向あるいは休校とすべきかどうかといった参考となる情報を日本語学校にも行き届くように配慮をお願いしたい。

答弁要旨

②（萩生田大臣）

文部科学省としては、大学等が臨時休業や学生の出席停止の指示を行う場合の留意点などを出入国在留管理庁に情報提供をしています。これを踏まえ、出入国在留管理庁において、各日本語教育機関に周知されているものと承知しています。

引き続き日本語教育機関に情報が適切に提供されるよう出入国在留管理庁と緊密に連携し、必要な協力をしてまいります。

質問要旨

③ 出入国管理の情報は、法務省を通じて、専修学校、各種学校については県からということでした。

結局、なかなかこの日本語学校というものが、きちんと体系立って把握されていないことだと思います。例えば、日本語学校の留学生の数をしっかり政府として把握しているか非常に気になっているが、文部科学省、法務省はどのように把握しているのか。

答弁要旨

③（伯井局長）

独立行政法人日本学生支援機構の調査結果で、日本語教育機関に在籍する留学生数は、2018年5月1日現在で90,079人となっています。

(高嶋次長)

在留資格「留学」の統計は取っていますが、教育機関の類型別の統計はありません。日本語教育機関に入学する留学生に対する在留資格認定証明書の交付件数では、平成 29 年度 81,000 件、平成 30 年度 80,000 件となっています。

#### 質問要旨

④ 結局、今回答いただいたとおり、なかなか齊一的に、統一的に把握されていないと思う。

日本語学校は、これから留学生を増やしていこうという状況にあり、中長期的には海外の皆さんを受け入れて、さらに日本で働きたいという方は是非日本で一緒に働いていこうという立場にあるにもかかわらず、その育成する立場にある日本語学校がまだまだこうした状況に置かれているのは、非常によろしくない。もっとしっかりとした体制をつくっていくべきではないのかと考えます。議員立法で成立した日本語教育推進法の中で日本語教育機関に関する制度の整備について検討条項があるが、この進捗状況・検討状況についてお伺いしたい。

#### 答弁要旨

④ (萩生田大臣)

文部科学省としては、日本語教育推進法第10条に規定された日本語教育の推進のための基本的な方針を策定の上で、政府全体としての調整を図りながら、同法附則第2条の検討事項について、速やかに着手してまいりたい。

先生御指摘の問題意識、極めて大事で、日本語学校は、株式会社立や学校法人立もある。各種学校、専修学校などもあるので、その体系は問わないが、少なくともカリキュラムは基準をきちんと決めて、このレベルまで行けばこれだけの日本語がわかるということが外形的にも評価できるものにブラッシュアップしていかないといけないと思っています。

#### 質問要旨

⑤ 検討事項について、検討にあたってクリアすべき論点を明らかにしていただきたい。

#### 答弁要旨

⑤ (今里次長)

検討の対象となる日本語教育機関の設置形態は多岐にわたり、求められる日本語教育の内容や学習している外国人、属性、目的も多様であります。

多様な機関における日本語教育を効果的に推進するため、どのような機関を検討の対象とすべきか、日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性をどう判断するか、維持向上を図るべき日本語教育の水準をどの様に考えるか等の論点について、関係者から意見を聞きつつ、慎重に検討する必要があると考えています。

基本方針を策定の上で、政府全体として調整を図りながら、検討条項について速やかに着手してまいります。

#### ・参議院文教科学委員会 水岡俊一議員(立憲・国民。新緑風会・社民)

3月18日開催の参議院文教科学委員会において、水岡俊一議員(立憲・国民。新緑風会・社民)から日本語教育に関して次のような質問があり、義家法務副大臣、萩生田文部科学大臣が答弁

#### 質問要旨

① 日本語教育機関に学生が来れなくなっているという状態にあるのではないか。7月期生のビザの状況や入国の見通し等についてお聞かせください。

② 日本語教育機関は、どこの省の所管かはっきりしていない。文部科学省の所管として、積極的にコミットするという考えはないのか。

#### 答弁要旨

①（義家法務副大臣）

4 月期生については、現在集計中ですが、新型コロナウイルスの影響で入国できない学生が相当いると認識している。

入が時期の遅れている外国の方に配慮して、本年 3 月 10 日から在留資格認定証明書の有効期限を6か月に延長して取り扱うこととした。

7 月期生に係る在留資格認定証明書交付申請に係る提出書類の受付期間を延長するなど柔軟な対応を取ることとした。

引き続き日本語教育機関や留学生の置かれた状況に応じて柔軟に対応して参りたいと思っています。

②（萩生田文部科学大臣）

日本語教育機関のうち専修学校・各種学校は、学校教育法上で文部科学大臣が主務大臣となり、都道府県知事が所管している。

また、留学生を受け入れられる日本語教育機関は、在留資格「留学」の観点から法務省令に基づき法務大臣が告示をもって定めている。

法務省が告示で定めている日本語教育機関は、株式会社や個人が設立主体であるなど多様な教育施設があり、学校教育法が適用されない施設も含まれているので、直接文部科学省の所管ではございません。

ただ、日本語教育推進法が成立し、フェーズの転換期を見据え文部科学省としての責任がどういふものかを各省庁と連携を取りながら、取り組みしてみたいと思います。